

広島県選挙管理委員会告示第八十一号

平成二十五年十一月十日執行の広島県議会議員広島市安佐北区選挙区及び三原市世羅郡選挙区補欠選挙の選挙会の場所及び日時を、次のとおり定める。

平成二十五年十一月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	選挙会の場所	選挙会の日時	
		投票を行う場合	公職選挙法第百条第四項の規定により投票を行わない場合
三原市 世羅郡	三原市港町三丁目五番一号 三原市役所議会棟一階委員会室	平成二十五年十一月一日午前二時三〇分	同上
広島市 安佐北区	広島市安佐北区可部四丁目一 三番一三三号	平成二十五年十一月一日午前二時	同上